

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「東京地下鉄サリン事件における救護・医療対応記録、カルテ等のアーカイブ化のための研究」

研究代表者 奥村 徹（公財）日本中毒情報センター 理事 ディレクター

研究要旨

【研究目的】東京地下鉄サリン事件の風化は確実に進んでいる。そのため被害者の診療録が廃棄されるなど貴重な記録が散逸しつつある。本研究では、東京地下鉄サリン事件における医療・救護情報のアーカイブ化及びその活用に関する基本構想を研究した。【研究方法】救護・医療情報の存在のリストアップ、情報収集の可能性に関する予備調査（医療機関アンケート調査）、アーカイブ化に関する諸課題の検討、アーカイブの活用方法の検討と提言の項目に沿って議論、調査を行った。兵庫県人と防災未来センターの震災アーカイブ、熊本地震アーカイブ、忠海病院における毒ガス障害者のカルテ保存の状況も現地調査した。【結果と考察】医療機関へのアンケート調査では回答率は35.9%（14/39）と低く、対象39医療機関のうち、大学付属病院は12病院含まれていたが、うち回答は皆無と関心の低さが目立ち、医療機関では確実に資料の散逸化、風化が見られ始めていた。アーカイブの対象となるものは広く捉え単に診療録（カルテ）に留まることなく、写真、動画、出版物、個人の手記、聞き取り、学会発表のデータ、未発表データ、松本サリン事件に関わる情報、本邦の化学兵器の歴史、など今後散逸しかねない資料を幅広く収集することとした。法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があり、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。診療録をそのまま、pdf保存するか、個人情報情報を消去した上でpdf化するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るか、様々なアーカイブ化の方法が考えられたが、将来の活用の道を残すため、可能な限り、一次資料としての生データをなるべく網羅しすべきであると思われた。阪神淡路大震災の知見よりoral history を有効に活用すべきことが示唆された。【結果】今後資料の収集にあたっては、医療機関のみならず、地下鉄事業者（帝都高速度交通営団（現東京メトロ））、地区医師会、消防（搬送記録）、警察（被害届）、検察、裁判所（裁判記録）被害者本人、家族、被害者団体、被害者支援団体、防衛省、科警研、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、著述家、研究者、研究団体（後の健康調査）、出版社、地方公共団体等様々な関係機関の情報に当たり、適宜キーパーソンのoral historyも聴取すべきである。法的問題の解決方法は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも、同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点にある。

研究分担者

前川和彦 社会医療法人東明会原田  
病院 理事長補佐 院長  
補佐  
石松伸一 聖路加国際病院 副院長  
救急部部長、救命救急セ  
ンター長  
那須民江 中部大学 特任教授  
山末英典 国立大学法人浜松医科大  
学 教授  
吉岡敏治 森ノ宮医療大学 教授  
副学長

A. 研究目的

1995年3月に起こった東京地下鉄サリン事件は、前年6月に起きた松本サリン事件と共に、市民に対するテロの手段として化学剤を使った史上初めての例であり、世界でも稀に見る大都市圏における化学兵器を利用した無差別テロ事件であった。1995年当時としては、平時の大都市において無差別に化学兵器が使用されるという世界にも類例のないテロリズムであったため、世界的に大きな衝撃を与えた。それまで化学剤は兵器として戦場で使用されたが、事件以降市民に対するテロの手段として認識されるようになり、国際的にもテロ対策に大きな変更を迫った事件であるとも言えた。

しかし、事件から25年経とうとして現在、事件に関わった全ての死刑囚の死刑は施行され、事件に対応した初動対応要員は各所属組織を定年退職する時代となり医療機関で対応した医療従事者の多くは当時勤務していた医療機関から離れており、事件の風化は確実に進んでいる。そのため、被害者の診療録が廃棄されるなど、極めて貴重な記録が散逸しつつある。そのため、事件の風化を食い止めるため、診療録はもちろん医療機関のみならず、消防、警察、地方自治体、自衛隊、司法など関係する機関における事件の救護・医療に関するデータを収集、保全、活用するアーカイブ化することが望まれる。事件を経験した世代として本事件の記録を残し、次世代に繋ぐことは社会的責務であり、国際的にも例を見ないテロの記録を残すと言う意味では国際的責務であると言える。

自然災害のアーカイブ化が始まっているが、人為災害の領域では前例が殆ど無く本研究では、東京地下鉄サリン事件における医療・救護情報のアーカイブ化及びその活用に関する基本構想を研究する。アーカイブ化に際しては、著作権・肖像権・プライバシー権等に係る法的権利処理課題も避けて通れないので、これについても調査し、問題点を整理する。また、デジタル・アーカイブ化に関しては、平成29年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局知的財産戦略本部）報告書「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会）」が出されたところであり、このガイドラインに沿って検討を行う。

B. 研究方法

1. 救護・医療情報の存在のリストアップ

研究代表者の奥村は研究全体の総括を行う。研究分担者の前川は、事件当時から被災者を収容した各医療機関の患者調査、その後の健康調査にも深く関与してきた。石松は事件で最も多くの患者を収容した聖路加国際病院で緊急対応にあたり、その後の健康調査を主体的に行なってきた。那須は松本サリン事件の健康被害把握に長らく関与してきた。山末は事件の長期的な医学的影響の研究に関与してきた。吉岡は、阪神淡路大震災における医療機関の広範なカルテ調査を実施した。以上、研究者分担者は、事件当時の救護・医療を把握する上で鍵となる当事者であり、事件後長年にわたり事件の医学的影響に関与してきた。以上の研究体制により、漏れの無いリストアップを目指す。また、同じサリンによるテロ事件で共通点の多い、松本サリン事件の対応に当たった医療機関も調査対象に含めるかの検討も行う。

2. 情報収集の可能性に関する予備調査

リストアップが完成した後、どの施設にどういった形で資料が残存しているのかを調査し、アーカイブ化のための情報収集に同意しうるか否かを把握する。また、同意できない場合の理由、どういう条件を満たしたら同意できるのかを調査し、医療・救護データのアーカイブ化における課題を分析する。前川、石松のこれまでの患者調査における知見をふまえ

予備調査に活かす。同様に、那須の松本サリン事件での知見、吉岡の阪神淡路大震災時の知見も併せて活かす。また、山末の後遺症調査に当たった知見を活かし、現在も後遺症に悩まされる被害者の継続的な記録保持が可能であるかを検討する。

### 3. アーカイブ化に関する諸課題の検討

医療・救護に関するデータのアーカイブ化に関わる諸問題について調査を行う。

第1に、先行事例としてアーカイブ化に取り組んでいる事例を調査する。阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターでは約16万点もの大規模な震災資料を保存・整理し、その活用方策をたて、先例の少ない現代資料の扱いにおける先駆的な機関を目指している。また、東日本大震災については、既に、震災の記録等を国全体として収集・保存・提供し、被災地の復興事業、今後の防災・減災対策や学術研究、教育等へ活用することができる「ひなぎく(国立国会図書館東日本大震災アーカイブ)」が構築されている。この二つのアーカイブ化を調査し本研究に役立てる。

第2に、著作権・肖像権・プライバシー権等に係る法的権利処理課題についても調査し、問題点を整理する。また、デジタル・アーカイブ化に関する諸問題についても検討、問題点を整理する。デジタル・アーカイブ化に関しては、平成29年4月デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会報告書「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン(デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会)」に沿って検討を行う。

第3に、テロ被害者の医療・救護データの個人単位での紐づけの可能性に関する検討を行う。紐づけを行うことより、発災現場での対応状況から医療機関における情報まで連結して検討を行うことができるようになるが、個人情報保護の観点を考慮し紐づけが現実的に可能であるか、可能である場合に、どのように実施しデータを取り扱うかを検討する。データ管理上の観点については、サリ

ン事件被害者調査にも関わった疫学専門家を研究協力者として検討する。

本テーマに関しては、前川、石松のこれまでの被害者の疫学調査における知見をふまえカルテを持つ医療機関の実情に配慮した円滑なアーカイブ化に活かす。同様に那須の松本サリン事件での知見、吉岡の阪神淡路大震災時の知見も併せて活かす。また、山末の後遺症調査に当たった知見を活かし、現在、今後も後遺症に悩まされる被害者の継続的かつ継続的な記録保持が可能であるかを検討する。

### 4. アーカイブの活用方法の検討と提言

上記、1-3の検討において医療・救護等のデータのアーカイブ化に関する方法論や課題を整理した上で、アーカイブをどのように活用可能か、化学テロに対する救護・医療対策の向上のための具体的な活用方法やデータの取り扱い方法について検討し、提言を行う。これに関しては、前川、石松のこれまでの患者調査における知見をふまえ、活用方法の検討に活かす。同様に、那須の松本サリン事件での知見、吉岡の阪神淡路大震災時の知見も併せて活かす。また、山末の後遺症調査に当たった知見を活かし、広範かつ科学的な後遺症調査を可能とするための方法について検討する。

(倫理面への配慮)

本研究では、実際の資料収集には着手しないため、倫理上の問題は起こり得ないが、実際の資料収集に当たって倫理的な問題が生じないように、配慮した。

### C. 研究結果

主任研究者の奥村は、吉岡分担研究者と共に、兵庫県人と防災未来センターの震災アーカイブの取り組みについて調査、大久野島の毒ガス障害者のカルテ保全の状況の視察を行った。これらの視察の詳細に関しては、分担報告書に譲る。これらのほかに、奥村は、熊本県庁の熊本地震デジタルアーカイブに関して実地調査を行い、また、東京地下鉄サリン事件の被災者対応に当たった病院の現状調査アンケートを行った。また、アーカイブ化における法的問題研究協力者の岡本祐司弁護士に整理していただいた。そこで、この3点をまず報告し、松本サリン事件との関連、文献の検索、アーカイブの活用の方向性についても記載した。

#### 1. 熊本地震デジタルアーカイブ

熊本地震デジタルアーカイブは地震の2ヶ月後のくまもと復興・復興有識者会議（メンバー：御厨貴 東京大学教授、五百旗頭真 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長、河田恵昭人と防災未来センターセンター長ほか）の提言を踏まえたものである。

目的は、地震の経験を教訓として国民全体で共有し今後活かすこととし、被害の実情や復興・復興の過程で得たノウハウ、教訓等をしっかりと記録に残し、整理・蓄積し、後世に残してゆくというものである。具体的には、県から、文書・写真・動画等の資料を他県、県内市町村、大学その他に依頼し収集していると言う。経費的には今までで3億円かかり、およそ半分は地方創生推進交付金で賄われていると言う。専任職員は班長と1.5人であるが、立ち上げ時にはもっと多くの職員が関わった。医療に関する資料は、日赤とDMATの報告書が中心で、個人情報以外は外してあるとのことであった。資料は公開資料20万点に及び、適宜、サイトに掲載している。資料は適宜、防災・減災対策に活かされるほか教育現場や広報誌で活用され、資料の整理、分析、発信に努めていると言う。また、国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」とも連動している。教訓としては、当初、対応している最中に記録を残す事に関して、「そんなことしてる暇はない」とばかりに、記録を残す気持ちが県庁職員の間でも温度差があった事だったと言う。Oral history 的には、語り部の映像収録等も行っていると言う。NHKや熊本日日新聞、KAB 熊本朝日放送とも良好な関係を築いていると言う。

## 2. 東京地下鉄サリン事件の被災者対応に当たった病院の現状調査

今回、東京地下鉄サリン事件の資料の散逸を未然に防ぐためにも、事件当時、被害者を受け入れたとされる39の医療機関にアンケート調査を行った。二度にわたって催促したが、回答率は35.9%（14/39）であった。特に、39医療機関のうち、大学付属病院は12病院あったが、うち、回答を頂けたのは、皆無と関心の低さが

目立った。回答を得た、医療機関の調査結果を表1に示す。これによると、既にカルテを廃棄した医療機関も散見した。個人情報削除した上で、カルテのアーカイブスへの提供は可能であるかの問いには、カルテを保存している殆どの医療機関で協力が得られた。一方、事件当時から在籍する職員への聞き取りは殆ど協力を得られなかった。医療機関職員へのoral history 聴取への難しさが浮き彫りとなった。

## 3. 地下鉄サリン事件アーカイブの法的問題（研究協力者 弁護士 岡本 祐司）

### アーカイブ化の対象

令和元年7月25日付「地下鉄サリン事件の救護・医療等情報の保存に関する決議」（オウム真理教対策議員連盟）によれば、この度のアーカイブ化の対象たる情報は「地下鉄サリン事件の被害者の救護・医療等に係る情報」、「地下鉄サリン事件に係る被害、被害者の状況、関係者がどのように対応したか等の情報」であり、これら情報が化体された物件として例示されているのは、「搬送記録、自衛隊・警察や消防・医療関係者等の現場での活動記録、地下鉄内における関係者の活動記録など」、「カルテ、司法解剖記録、搬送記録等」である。

これら例示を参考に、上記情報が誰により取得されたか（つまり主体）の点に着目すると、以下のものが想起される。

- ・地下鉄事業者（具体的には帝都高速度交通営団（現東京メトロ））
- ・消防（搬送記録）
- ・医療機関（カルテ等）
- ・警察
- ・検察
- ・裁判所
- ・被害者本人、家族、被害者団体
- ・メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）
- ・著述家
- ・研究者、研究団体（後の健康調査）
- ・出版社
- ・地方公共団体

なお、事件から既に二十余年もの長年月を経ているので、いつなにか破棄されるかもしれない。破棄を防ぐため、アーカイブ化事業の本格始動に先立って関係者へ保全を要請しておくべきであろう。

### アーカイブ化の方法

一般論として、2通りの方法が考えられる。第1は、特定の機関が情報（コンテ

ンツ)を保有し、かつ、ポータルサイトを運営する方法である。第2は、ポータルサイト運営機関が情報までを保有しない方法(情報に係る権利者から許諾を得て公開機関が公開する方法)である。国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」は第2の方法である。もっとも、この度の決議(上記)では「総合的にアーカイブ化」することに加えて「適正に保存すること」までが求められており、要するに、第1の方法が求められているものと理解される。第1の方法でも第2の方法でも、関係者の権利(プライバシー、所有権、著作権、商業財産権等)への対処が必要であるが、より難渋するのは第1の方法であろう。

「救護・医療等に係る情報」を公開するにあたっての留意点

まずは、公開が元来想定されている情報(公開について明示又は黙示の承諾がある情報等)とそうでない情報を分けて考える必要がある。

問題となるのは後者(公開が元来想定されていない情報)であり、これについては結論から端的に言えば、公開にあたって採るべき手段は、十分に匿名化するか、本人の承諾を得るかの二択である。

この度のアーカイブ化の対象たる情報は「地下鉄サリン事件の被害者の救護・医療等に係る情報」、「地下鉄サリン事件に係る被害、被害者の状況、関係者がどのように対応したか等の情報」であり、これは原則的に後者(公開が元来想定されていない情報)に該当する。なお、個人情報は「生存する個人に関する情報」ものに限られることに注意が必要である(個人情報保護法でもそうであるが、一般に、死者については、既に保護対象となる権利の帰属主体本人が存在しないために、プライバシーが観念されない。 )。

公開が元来想定されていない情報に該当するとすれば、個人情報保護委員会が示す、以下の匿名加工基準を充足しなければならないのではないと思われる(個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編))。個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること

(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- b. 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- c. 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- d. 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の期日等に置き換えることを含む。)
- e. 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

しかしながら、これら(特にa, d, e)を充足することは容易でない(なお、bは患者ID等を削除するか、又は、別の符号に置換することにより、cは連結符号表を作成しないことにより、対応することになるか)。また、これらをすべて充足する場合にはアーカイブとしての価値が損なわれることになりかねない(例えばd)。

存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があるように思われ、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。問題は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも、同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点である。

#### 4. 松本サリン事件との関連

松本サリン事件に関しては、松本サリン中毒事件の報告書および論文を収集し

アーカイブ化に備える、10年経過しても「目の疲れ」や「体の疲れ」といった自覚症状があるので、報告されている文献を参照にその原因を探る、10年目の調査の結果を論文化する、東京地下鉄サリン中毒事件の中毒者との臨床症状や自覚症状の違いを明らかにする、可能であれば、近隣住宅地へのサリン濃度シミュレーションを行い、中毒重症度や中毒症状とサリン濃度との関連性を明らかにする、などの議論がなされた。

#### 5. 文献的検索

現時点の東京地下鉄サリン事件関連の文献をPubMedで検索すると、国内からの42編の報告はその多くが、東京大学21編（精神医学（10編）、公衆衛生（8編）、神経内科（2編）、法医学（1編））や聖路加国際病院8編など同一施設からのもので、資料保管やアーカイブ化の倫理面的問題が解決出来れば、報告の元となっている診療録や研究資料にアクセス出来る可能性があると思われた。

#### 6. アーカイブの活用の方向性

アーカイブは公開が原則であり、如何に多くの人々に利用してもらえかが重要となる。先行事例を挙げるまでもなく、アーカイブのデジタル化は歴史の必然であり、デジタル化する事によって検索、webでの公開が容易となり、より活用の道も広がる。一方、web上での公開にはそれなりの資金も必要となる（熊本の場合は、現在まで約3億円初期投資がかかっている）。本来であれば、明確にアーカイブの活用方法を先に決めておくのは正論である。しかし、その反面、多くの生データ、一次資料さえあれば、今後、分析方法の進化により新たな活用方法も出てくる側面もある。この意味で、本アーカイブ化においては既に失われつつある生データ、一次データに関しては最大限収集することとした。

#### D. 考察

医療機関へのアンケート調査の回答率を見ても、かつて当事者であった組織においても確実に風化が進んだ。本研究班では、アーカイブの対象となるものを広く捉え単に診療録（カ

ルテ）に留まらず、写真、動画、出版物、個人の手記、聞き取り、学会発表のデータ、未発表データなど今後散逸しかねない資料を幅広く収集することとした。また、東京地下鉄サリン事件に留まらず、事件の理解に必要な松本サリン事件、化学兵器の歴史に関する資料もその対象にすべきと思われた。

アーカイブ化における諸問題の論点整理のため、人と防災未来センターの震災アーカイブ、熊本地震デジタルアーカイブの状況、大久野島の毒ガス障害者のカルテ保全の状況の視察を調査したが、全二者は比較的潤沢な資金と労働力が確保されていた、大久野島のガス障害者に対する忠海病院の取り組みは、限られた予算のなかで、地道にカルテのpdf化に取り組んでおられた。

今回の研究では、診療録を忠海病院と同様の手法でpdf保存するか、個人情報情報を消去した上でpdf化するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るか、様々なアーカイブ化の方法が考えられたが、将来の活用の道を残すため、可能な限り、一次資料としての生データをなるべく網羅したい。

しかしながら、法的、倫理的には、研究協力者の岡本弁護士の論考にもあるように、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があるように思われ、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。問題は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点にある。また、テロ被害者の医療・救護データの個人単位での紐づけの可能性については、匿名化すれば意味がないので、患者の同意をとる必要があるものと思われるが、相当な困難が予測される。

本年度は、まず医療機関にアーカイブ化を提案させていただいたが主要な機関ではご快諾を頂き、今後は更なる医療機関の協力を仰ぎたい。また事件に対応した関係各機関にも救護・医療対応に関わる情報収集を行いたい。また、労災申請書や犯罪被害者給付金申請関連も多くの貴重な情報があるが、個人情報の点から言うと収集は困難かもしれない。今後はさらに、アーカイブ化に向けて細部を詰める必要がある。NPO法人の追跡調査、健康診断結果、慢性期の健康調査は、匿名

化を進めれば、重要なアーカイブになるものと思われる。

また、今回の研究において、阪神淡路大震災のレビューで、oral history を有効に活用すべきことが示唆された。特に東京地下鉄サリン事件のように既に資料が散逸しかかっている事例では、関係者の高齢化が進むなか、この数年で関係者の証言を集めることは最後のチャンスかもしれない。

#### E. 結論

東京地下鉄サリン事件に関する救護・医療対応記録、カルテ等のアーカイブ化に関して検討を行ない、以下の点が明らかとなった。

1. 事件から25年経ち、医療機関では、確実に資料の散逸化、風化が見られ始めていた。
2. アーカイブの対象となるものを広く捉え単に診療録（カルテ）に留まることなく、写真、動画、出版物、個人の手記、聞き取り、学会発表のデータ、未発表データ、松本サリン事件に関わる情報、本邦の化学兵器の歴史、など今後散逸しかねない資料を幅広く収集することとした
3. 法的には、存命被害者の数が膨大であること、事件から既に二十余年もの長年月を経ていることからすると、本人の承諾を得るという手段には限界があり、匿名化の手段を積極的に検討せざるを得ない。問題は、アーカイブ化の趣旨を達成しつつも、同意していない者の利益を害しないような匿名化の要件をいかに設定するかという点である。
4. 診療録をそのまま、pdf保存するか、個人情報を消去した上でpdf化するか、必要項目を定めて転記しデジタル化を図るか、様々なアーカイブ化の方法が考えられたが、将来の活用の道を残すため、可能な限り、一次資料としての生データをなるべく網羅すべきである。
5. 今後資料の収集にあたっては、医療機関のみならず、地下鉄事業者（帝都高速度交通営団（現東京メトロ））、消防（搬送記録）、警察（被害届）、検察、

裁判所（裁判記録）被害者本人、家族、被害者団体、メディア等（NHK、新聞各社、通信社、テレビ局、ラジオ局等）、著述家、研究者、研究団体（後の健康調査）、出版社、地方公共団体等に当たってより広範な資料収集を目指すべきである。

6. 今回の研究において、阪神淡路大震災の知見で、oral history を有効に活用すべきことが示唆された。特に東京地下鉄サリン事件のように既に資料が散逸しかかっている事例では、関係者の高齢化が進むなか、残された時間は限られている。

#### F. 健康危険情報

特になし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

監修 Tetsu Okumura WHO Public Health Response to Biological and Chemical Weapons: WHO Guidance:Blue Book 2020 (in press)

Tamie Nakajima Part 1 Sarin Attacks in Japan: Acute and Delayed Health Effects in Survivors in THE Matsumoto case: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press) 2020.

Tetsu Okumura, Toshiharu Yoshioka, and Tetsuo Satoh Part 2 Tokyo Sarin Attack: Acute Health Effects: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press) 2020.

Hidenori Yamasue Part 3 Structural Changes in the Human Brain Related to Sarin Exposure: Sarin Attacks in Japan : Acute and Delayed Health Effects in Survivors In Gupta/Handbook of Toxicology of Chemical Warfare Agents (3rd ed), Elsevier (in press) 2020.

##### 2. 学会発表

奥村 徹 2020年2月22日 第40回日本

中毒学会西日本地方会 特別教育講演

「東京地下鉄サリン事件から25年  
その残された課題」

H. 知的財産権の出願・登録状況  
(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし



## (資料1) 地下鉄サリン事件被災者受け入れ病院のアンケート調査用紙

御中

東京地下鉄サリン事件に関わる調査のお願い(再送)

公益財団法人 日本中毒情報センター

理事 メディカル・ディレクター

奥村 徹

突然のお便り失礼いたします。わたくし、厚生労働科学特別研究班「東京地下鉄サリン事件における救護・医療対応記録のアーカイブ化のための研究」の主任研究者を拝命しております、公益財団法人 日本中毒情報センターの奥村と申します。常日頃の中毒診療におけます皆様方のご厚情を心より感謝申し上げます。

1995年3月に起こった東京地下鉄サリン事件は、前年6月に起きた松本サリン事件と共に、市民に対するテロの手段として化学剤を使った史上初めての例であり、世界でも稀に見る大都市圏における化学兵器を利用した無差別テロ事件でございました。しかし、事件から25年経とうとする現在、事件に関わった全ての死刑囚の死刑は施行され、事件に対応した初動対応要員は各所属組織を定年退職する時代となり、医療機関で対応した医療従事者の多くは当時勤務していた医療機関から離れており、事件の風化は確実に進み、被害者の診療録が廃棄されるなど、極めて貴重な記録が散逸しつつあります。そのため、本事件の風化を食い止めるため、診療録はもちろん医療機関のみならず、消防、警察、地方自治体、自衛隊、司法など関係するすべての機関における情報のうち事件の救護・医療に関するデータを収集、保全、活用するアーカイブ化の実現に向けた取り組みを研究班では行っております。

つきましては、お忙しいところ、誠に恐縮ですが、貴機関におけます、東京地下鉄サリン事件に関わる資料の現存状況をお教えいただきたく何卒ご協力のほどお願い申し上げます。本調査で得られた結果は、各医療機関名を研究班外に出すことは決して行いませんし、研究報告のなかでは、個別の医療機関が特定されること無い形式の発表とさせていただきます。

なお、研究報告の関係から3月10日を最終締め切りにしておりますので、宜しくご高配いただきたくお願い申し上げます。

記

設問 別添用紙を参照

回答様式 用紙に直接ご記入いただき返送ください

調査時点 令和2年2月現在

回答期限 令和2年3月10日

以上

設問 1

貴院では東京地下鉄サリン事件当時何名の事件被害者を診察されましたか、概算で結構ですので、内訳をご教示ください。

( 名 うち入院 名 )

設問 2

貴院には東京地下鉄サリン事件当時事件に対応された職員の方は現在もご勤務されておられますか あてはまるものに○をお付け頂き、概算で結構ですので、内訳をご教示ください。

いない

いる ( 医師 名 看護師 名 薬剤師 名 放射線技師 名  
理学療法士 名 事務職員 名 )

設問 3

貴院を東京地下鉄事件で受診した患者の診療録は保存しておられますか  
あてはまるものに○をお付けください

( 保存している 廃棄した )

廃棄された場合、設問 6 にお進みください

保存されている場合、設問 5 にお進みください

設問 4

廃棄された場合はいつごろに廃棄されましたか

ご回答されましたら設問 6 にお進みください

設問 5

保存されている場合、いつまでの保存をご計画されておられますか  
あてはまるものに○をお付けください

( 永久保存 概ね 年後まで 未定 その他 )

設問6

診療録を個人名、住所などの個人情報を削除したうえで、その内容を  
「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」にご提供頂くことは可能でしょうか  
可能かどうかとその理由をお答えください

可能                      不可能

設問7

診療録以外に事件の記録は貴院に存在しますか それを  
「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」にご提供頂くことは可能でしょうか

あてはまるものに○をお付けください

- 個人所有の写真（あり なし）(提供可 不可)
- 貴院所有の写真（あり なし）(提供可 不可)
- 個人所有の動画（あり なし）(提供可 不可)
- 貴院所有の動画（あり なし）(提供可 不可)
- 個人の手記（あり なし）(提供可 不可)
- 学会発表のデータ（あり なし）(提供可 不可)
- その他未発表データ（あり なし）(提供可 不可)
- 本事件に関わる厚生労働科学研究等の研究報告書（提供可 不可）
- その他（あり なし）(提供可 不可)

設問8

「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」構想では、事件当時、事件に対応された方の聞き取り（オーラルヒストリー）も検討中ですが、貴院としてご協力いただけますか

協力する    協力できない

設問9

「東京地下鉄サリン事件アーカイブ（仮称）」構想に関して何かコメントはございますでしょうか。忌憚ないご意見をお待ちいたしております。

(資料2)表1 アンケート調査結果

医療機関	来院患者数	カルテ保存	アーカイブスへの協力意思	事件当時の職員	その職員への聞き取り
A	640	○	協力可	○	可能
B	105	○	協力可	○	不可
C	82	一部廃棄	協力可ただし患者の同意が必要	○	不可
D	80	○	協力不可	○	不可
E	69	○	協力可	○	不可
F	35	○	協力可	いない	いない
G	32	廃棄		いない	いない
H	数名	廃棄		○	記載なし
I	0				
J	0				
K	0				
L	0				
M	不明	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
N	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし